

福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市（以下「市」という。）が、金融機関が取り扱うサステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）にて融資を受ける事業者に対し、融資申し込みに係る経費の一部を助成することにより、事業者の脱炭素経営への転換を後押しするもの。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業者

市内に事業所を有する民間事業者、個人事業主

(2) SLL

借り手が持続可能性に関する野心的な目標を設定し、その達成度合いと融資条件が連動するローンで、外部評価機関により「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する適合性、準拠性、又は整合性について評価された融資の枠組みを基に商品化された融資商品をいう。

(3) KPI（キー・パフォーマンス・インジケータ）

SLLの融資を受ける際、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に基づき、借り手の持続可能性の向上に向けた取り組みを促すために設定する借り手の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出に関する重要業績評価指数をいう。

(4) SPTs（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）

KPIと整合した取り組み（温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減）の具体的な数値目標をいう。

(5) 外部評価機関

金融庁に信用格付業者として登録された格付会社をいう。

(補助対象ローン)

第4条 補助金を交付する対象のローン（以下「補助対象ローン」という。）は市内に本店又は支店等を有する金融機関が取り扱っているSLLのうち、市が承認し登録されたものであること。

ただし、当該金融機関が福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けている場合は、当該期間は登録された商品であっても補助対象としない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれ

も該当する者とする。

- (1) 事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 本要綱第 12 条に係る交付対象申請書提出時に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。
- (4) 補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

（補助金の交付要件）

第 6 条 補助金は、次の各号全ての要件を満たし、補助金の交付申請を行う事業者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) SLL 契約時の KPI 又は SPTs を、事業所での温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標で設定していること。ただし、SPTs の達成度評価の対象となる事業所の設定において、市内と市外の事業所を含めた複数の事業所を対象としている場合においては、次のとおりとする。
 - ア 申請者の住所が市内の場合は、対象事業所に 1 カ所でも市内の事業所があること
 - イ 申請者の住所が市外の場合は、対象事業所の半数以上が市内の事業所であること
- (2) 補助金を受領した後、申請者の脱炭素に係る取組みを市ホームページ等にて公表することに同意すること。
- (3) 申請する補助対象ローンで融資を受ける際の融資手数料について、国等の他機関からの補助金の交付を受けていないこと。

（暴力団の排除）

第 7 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- 3 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象経費）

第 8 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ローンの融資を受ける際に生じる融資手数料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の交付額等）

第 9 条 補助金の交付額は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する金額以内とし、その上限は 30 万円とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助回数の制限)

第10条 補助金の交付申請は、同一事業所につき同一年度に1回限りとする。

(申請受付期間)

第11条 申請者は公募することとし、申請の受付期間(以下「申請受付期間」という。)は、福岡市ホームページ等に掲載する補助金募集案内に定めた期間とする。ただし、申請受付期間中であっても、申請が予算を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付対象申請)

第12条 申請者は、前条に規定する申請受付期間かつ、補助対象経費を金融機関に支払う日の前日までの間に、不備・不足が無い状態で補助金交付対象申請書(様式第1号)に、別表1に定める書類(以下、「交付対象申請書等」という。)を添えて、市長に電子メール又は郵送により提出(郵送の場合は必着)しなければならない。

2 市長は、前項に規定する交付対象申請書等の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合、前条に規定する申請受付期間及び前項に規定する期限までに提出されなかった場合、又は、その他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。

3 市長は、前項に規定する示された期限を超過して是正及び補正がなされない場合は、第13条第4項に基づく補助金交付非対象決定を行うことができる。なお、市長がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。

(補助金の交付対象決定)

第13条 市長は、前条第1項に規定する交付対象申請等の提出があったときは、速やかに交付対象申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付対象としての可否を決定する。

2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象ローンの契約内容について調査を行うことができる。

3 市長は、補助金交付対象として認めたときは、対象決定を行い、補助金交付対象決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金交付対象として認められないときは、非対象決定を行い、補助金交付非対象決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

5 前条第1項に規定する交付対象申請書等が提出された日から、補助金交付対象及び非対象の決定を行い、申請者に通知を行うまでの標準的な期間は30日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。

6 前項について、次に掲げる期間は、標準的な期間に算入しないものとする。

(1) 福岡市の休日を定める条例(平成2年福岡市条例第52号)第1条に定める休日の日数

(2) 前条第2項に規定する申請の是正又は補正に要する日数

(取下げ届)

第14条 申請者は、前条第3項または第4項の通知を受ける前に第12条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届(様式第4号)を提出しなければならない。

(計画変更の承認申請)

- 第 15 条 第 13 条第 3 項の補助金交付対象決定通知書を受けた者（以下「交付対象決定者」という。）は、同条同項の規定により決定された内容を変更するときは、補助対象経費の支払いを金融機関に行う前までに計画変更承認申請書（様式第 5 - 1 号）及び別表 1 に定める書類のうち、交付対象申請時から変更となるものを市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額の減額または補助金交付予定額の変更が生じない補助対象経費の増減についてはこの限りではない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第 5 - 2 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の申請を不承認したときは、計画変更不承認通知書（様式第 5 - 3 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

(計画中止届)

- 第 16 条 交付対象決定者は、補助対象ローンの融資を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付対象決定の取消し)

- 第 17 条 市長は、交付対象決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第 13 条第 3 項に規定の交付対象決定を取り消すことができる。
- (1) 補助対象ローンの融資を中止したとき。
 - (2) 交付対象決定を受けた後、正当な理由なく、第 18 条に規定する補助金の交付申請を行わないとき。
 - (3) 第 12 条に規定する交付対象申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定を受けたとき。
 - (4) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象決定の取り消しについて相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付対象決定を取り消したときは、補助金交付対象決定取消通知書（様式第 7 号）により、当該交付対象決定者に通知するものとする。ただし、交付対象決定者が前条の計画中止届を提出した場合は通知を省略するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第 18 条 交付対象決定者は、補助対象ローンの融資手数料を支払った日から起算して 45 日（土日祝日の場合は、前営業日）又は福岡市ホームページ等に掲載する補助金募集案内に定める期限までに、不備・不足が無い状態で補助金交付申請書（様式第 8 号）に別表 2 に掲げる書類（以下「交付申請書等」という。）を添えて市長に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。
- 2 補助金交付申請額は、第 13 条第 3 項の規定により決定された補助金交付予定額を超えてはならない。ただし、第 15 条第 2 項の通知を受けた場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

- 第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定に基づく交付申請書等の提出があったときは、速やかに交付申請書等の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象ローンの契約内容について調査を行うことができる。
- 3 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第9号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 5 前条第1項に規定する交付申請書等が提出された日から、補助金交付及び不交付の決定を行い、交付対象決定者に通知を行うまでの標準的な期間は30日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。
- 6 前項について、福岡市の休日定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条に定める休日の日数は、標準的な期間に算入しないものとする。

（補助金の交付）

第20条 市長は、補助金の交付について請求書に記載されている申請者名義の口座への振込により行う。

（補助金交付決定の取消し）

第21条 市長は、第19条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を辞退したとき。
- (2) 第12条及び第18条に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定又は交付決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取り消しについて相当の理由があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、該当者に通知するものとする。

（補助事業の経理等）

第22条 補助金受領者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助金受領者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承継を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（事業の承継）

第23条 補助金受領者について、法人の合併又は分割等により事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該事業を継続して実施しようとするときは、速やかに事業承継承認申請書（様式第12-1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、事業承継承認通知書（様式第12-2号）により、

申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 24 条 市長は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 19 条の規定により交付した補助金を全額返還させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付を受けるため、違法、不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 第 7 条第 3 項に基づく取り消しを行った場合
- (5) 第 21 条第 1 項に基づく取り消しを行った場合

2 市長は、第 1 項の規定により、補助金の返還を求める場合は、補助金返還請求書（様式第 13 号）により、補助金受領者へ通知するものとする。

(協力義務)

第 25 条 補助金受領者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 金融機関に提出するレポート（報告書）及びその添付資料の提出を金融機関に資料を求められる期間、年 1 回、市にも提出すること
- (2) その他市長が協力を依頼する事項

(公表)

第 26 条 市長は、前条の規定により提出を受けた内容について、その概要を公表できるものとする。

(雑則)

第 27 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(別表1) 補助金交付対象申請書(様式第1号)に添付する書類

※4～7は補助金交付対象申請時にすでに融資契約が完了している場合のみ提出が必要。

番号	添付書類
1	発行日から3か月以内の申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書 個人事業主の場合は、そのことがわかる書類 ※写しでも可
2	発行日から3か月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ※「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要
3	役員名簿(様式第14号)
4	補助対象ローンに係る融資契約書(特約書も含む)の写し (宛名《申請者名》、金額《補助対象ローンの融資手数料を明確にすること》、契約日、契約者名が記載されているもの)
5	KPI・SPTsがわかる資料 ※融資契約書等で内容が確認できる場合はその写しで可
6	SPTs達成度評価の対象となる事業所がわかる資料 ※融資契約書等で内容が確認できる場合はその写しで可
7	【6がない場合】 対象事業所一覧表(様式第15号)
8	その他、市長が特に必要と認める書類 ※提出を求めた場合のみ

(別表2) 補助金交付申請書(様式第8号)に添付する書類

※2～5は補助金交付対象申請時に提出している場合は提出不要。

番号	添付書類
1	補助対象経費(融資手数料)にかかる領収書の写し
2	補助対象ローンに係る融資契約書(特約書も含む)の写し (宛名《申請者名》、金額《補助対象ローンの融資手数料を明確にすること》、契約日、契約者名が記載されているもの)
3	KPI・SPTsがわかる資料 ※融資契約書等で内容が確認できる場合はその写しで可
4	SPTs達成度評価の対象となる事業所がわかる資料 ※融資契約書等で内容が確認できる場合はその写しで可
5	【4がない場合】 対象事業所一覧表(様式第15号)
6	補助金の振込先(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義)がわかるもの ※申請者名義であること
7	申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書 個人事業主の場合は、そのことがわかる書類 ※写しでも可
8	その他、市長が特に必要と認める書類 ※提出を求めた場合のみ